

# 韓国知的財産ニュース 2021年2月前期

(No. 432)

発行年月日：2021年2月18日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2107846)
- 1-2 特許法の一部改正法律案 (議案番号：2107978)
- 1-3 特許料等の徴収規則の一部改正令 (産業通商資源部令第410号)
- 1-4 特許庁、2月15日から「特許料等の徴収規則」の一部改正令を施行

### 関係機関の動き

- 2-1 BIG3 産業の競争力を高めるために、特許戦略を集中支援する
- 2-2 「一人で電子出願」、特許庁がサポートします！
- 2-3 特許庁、2021年知的財産基盤の研究開発 (IP-R&D) 戦略支援に  
404億ウォンを投入
- 2-4 特許庁・カカオエンタープライズ、特許検索分野のデジタル  
イノベーションに向けて連携する
- 2-5 2021年知的財産における教育訓練計画を確立、デジタル基盤の教育を強化
- 2-6 特許庁、「公共機関の保有特許診断支援事業」の参加機関を2月23日まで  
受付
- 2-7 特許庁、2021年1学期「知的財産学」単位銀行制の受講生を募集

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 立体商標の見本における図面数の制限が緩和される
- 4-2 特許庁、商標・デザイン審査業務に人工知能 (AI) を導入

## その他一般

- 5-1 韓国の知的財産（IP）金融、2兆ウォンを突破

### 法律、制度関連

1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2107846）

議案情報システム（2021.2.2）

#### 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2107846）

議案番号：2107846

提案日：2021年2月2日

提案者：イ・チョルギユ議員外12人

#### 提案理由及び主要内容

韓流の影響力が拡大して有名人の肖像・氏名等を使用する製品及びサービスが多様化しており、それに関連する不法商品の製作・販売行為も増加している。

しかし、これは有名性を取得するために相当な時間を投資した努力に対するただ乗りであり、優秀な品質を期待して製品やサービスを購入する消費者に損害を引き起こす行為であるため、適切に制裁する必要がある。

民法に基づいて、これらのただ乗り行為を一部は規制することができるが、これは肖像等を人格権として保護するものであり、慰謝料による精神的な損害賠償のみを認めているため、有名人等に発生した財産的損害に対する保護としては限界がある。

また、これまで有名人の肖像等を、いわゆる「パブリシティ権」という権利で保護すべきであるという議論もあったが、肖像等が持つ一身専属的な性格のため権利の譲渡が不可能で、有名人に投資した企画会社等に発生した財産的損失を適切に保護することができないという限界がある。

さらに、現行の商標法は、氏名が含まれている商標の登録を許可しているため、有名人の氏名を譲渡不可能な権利として保護すれば、商標権者が有名人の本人ではない場合、パブリシティ権の行使と登録された氏名商標に対する権利行使が衝突する副作用が発生する可能性がある。

一方、最近、法院で有名人の肖像・氏名等が持つ有名性を「相当な投資と努力の成果」として認められ、それを無断使用して写真集を制作・販売する行為を不正競争行為として制裁した。但し、これは不正競争防止法の補充的一般条項に基づくもので、今後発生する

可能性のある全ての多様な形態の無断使用行為を適切に制裁するには限界があるため、法令に明示的な規定を設ける必要がある。

そこで、有名人の肖像、氏名等に対する無断使用行為を別途の不正競争行為に明確に規定することで、公正な取引秩序を確立し、不当な被害から消費者を保護しようとするものである（案第2条第1号ル目新設）。

法律第 号

### 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号ル目をヲ目とし、同号にル目を次のように新設する。

ル. 国内に広く認識されており、経済的価値を持つ他人の氏名、肖像、音声、署名等、その他人を識別することができる標識を公平な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

第7条第1項のうち、「ル目」を「ヲ目」とする。

法律第17529号不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律第8条第1項のうち、「ル目」を「ヲ目」とする。

第15条第2項のうち、「ル目」を「ヲ目」とする。

第18条第3項第1号のうち、「ヌ目及びル目」を「ヌ目、ル目及びヲ目」とする。

### 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（適用例） 第2条第1号ル目の改正規定は、この法律の施行後に発生した違反行為から適用する。

1 - 2 特許法の一部改正法律案（議案番号：2107978）

議案情報システム（2021.2.8）

### 特許法の一部改正法律案（議案番号：2107978）

議案番号：2107978

提案日：2021年2月8日

提案者：イ・ジュファン議員外14人

## 提案理由

特許侵害に対する損害賠償制度を運営する目的は、狭い意味では、単純に特許権者の損害を填補することに意義があるが、広い意味では、特許権侵害を抑制して特許技術を適正な価格で取引する市場環境を造成ことで、産業のイノベーションと発展を導くためのものである。

ここ2年間、特許法には懲罰賠償制度の導入、損害額算定方式の改善（従前は権利者の生産能力限度以内の数量のみを損害額として認めていたものを侵害者が譲渡した全ての侵害品の数量に対して損害額算定が可能になるように損害額算定方式を大幅に改善）等、損害賠償制度の実効性を確保するための制度改善が行われた。

それにも関わらず、特許庁が実施した実態調査によると、訴訟経験のある企業の80%以上が訴え提起前・後の証拠収集に困難を感じたと（2020年1月、特許庁）される等、侵害及び損害額算定に必要な証拠が侵害者に偏在されて訴訟が空転するという、根本的な問題点を解消できなかったと指摘されている。

一方、企業の立場からも、特許侵害訴訟のように紛争が発生することは、経営上のリスクが高まることであり、このような不確実性を迅速に除去し、経営の安定を図る必要がある。しかし、特許侵害訴訟の場合、侵害及び損害額算定に対する証拠収集が難しいため、大法院の判決を基準に訴訟期間が一般民事訴訟（平均2年4ヶ月）に比べて、平均8ヶ月以上かかり（2020年司法年鑑及び国家知識財産委員会の資料）、企業経営に負担として作用している。

したがって、特許権侵害を防止し、企業の訴訟費用や侵害の立証に対する負担を軽減する一方、終局的には、迅速に紛争が解決できるよう、特許権侵害訴訟制度を改善する必要がある。

米国の場合、当事者における相互間の証拠を幅広く交換する証拠開示（Discovery）制度の方法の中で代表的な手段として証言録取（Deposition）制度を運営している。これは、当事者間の提出された証拠に基づいて、必要な証人を選定し、法院ではない場所で両当事者の代理人が、法官の前ですると同じく、証人を尋問する制度である。この制度は、両当事者に同じ攻撃の防御方法を提供して武器対等の原則を実現し、本案訴訟の前に重要な証人に対する尋問を通じて事件の争点と当事者間の訴訟上の有利・不利を明確にし、紛争の早期終結を誘導する肯定的な効果がある。実際に米国では、特許侵害訴訟が提起された事件の80%以上が証拠開示の過程で合意をし、終結されている。

そこで、米国の証言録取制度を参考にし、法院は当事者が裁判進行中に提出したか、又は提出すべき資料に記載された事実の真偽等を確認して証拠として使用するために必要な場合、指定した場所で必要な者を対象に、当事者が直接証人尋問を行い、それを法院の職員が録取、又は録画して証拠として活用できる制度を導入しようとするものである。これにより、企業の訴訟負担は軽減させ、法院の効率的な訴訟手続の進行を図ろうとするもの

である。

## 主要内容

- イ. 特許権又は専用実施権の侵害訴訟手続が行われている中、当事者が提出すべき資料の滅失、毀損又は提出された資料に記載された事実の真偽を確認する必要がある場合、法院資料の検証に必要な対象者数、範囲、方法及び場所を指定して、当事者にとって証人尋問をすることができる根拠を設ける（案第128条の3新設）。
- ロ. 法院は資料提出命令をする前に、資料の範囲等に関して、当事者の協議が必要であると認められる場合、当事者の出席を命ずることができるように根拠規定を定め、制度の運営の効率性を図る（案第132条第6項新設）。
- ハ. 法院が決定した資料提出命令について独立して不服を申し立てることができないようにし、裁判の遅延等の副作用を解消する（案第132条第7項新設）。

法律第            号

## 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条の3を次のように新設する。

第128条の3（資料の検証等）①法院は、特許権又は専用実施権の侵害訴訟の証拠として使用するために、当事者が提出すべき資料の滅失、毀損又は提出された資料に記載された事実の真偽を確認する必要がある場合、職権又は当事者の申請により、両当事者にとって資料の検証に必要な者を対象に、証人数、範囲、方法及び場所を決めて、相互間の尋問を行うことができるようにする。この場合、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 裁判が遅延する恐れがあるかどうか
2. 出席の困難な場合等を勘案して、ビデオ等の中継装置による尋問が必要かどうか
3. その他の資料の検証又は補填のために必要な事項及びその範囲であるかどうか

②法院は、第1項の規定による尋問に関連して、証人数、範囲、方法及び場所等を決めるために必要な場合、期日を定めることができる。

③法院は、第1項の規定により、両当事者にとって尋問させる場合、法院書記官・法院事務官・法院主事又は法院主事補（以下この条では、「法院事務官等」という。）にとって、第1項により尋問した証人の陳述を調書に記載するようにしなければならない。この場合、法院事務官等は、証人の陳述を録音装置又は映像録画装置を使用して録音又は映像録画しなければならない。

④法院は、必要であると認める際には、法院事務官等に第3項の後段により録音又は映

像録画された内容について録取書の作成を命ずることができる。

⑤ 法院事務官等は、第1項により尋問を受ける証人に証人宣誓をさせ、次の各号の事項を告知しなければならない。

1. 法院事務官等の身分と勤務地
2. 尋問期日及び場所
3. 証人の個人情報
4. 宣誓の義務
5. 偽証に対する警告
6. 証言拒否権
7. その他、法官が第1項の証人尋問について告知が必要であると認めた事項

⑥ 第5項により証人宣誓をした証人の尋問は証人が法廷に出席して行われた証人尋問とみなす。

⑦ 第1項による証人尋問については、この法律に特別な規定がある場合を除いては、「民事訴訟法」第303条から第332条までの規定を準用する。

⑧ 第1項による尋問の方法及び手続き、費用の予納等に必要な事項は、大法院規則で定める。

第132条第6項及び第7項をそれぞれ次のように新設する。

⑥ 法院は、第1項の申し立てに関連して、当事者の協議が必要であると認める場合には、期日を開いて当事者が出席するように命ずることができる。

⑦ 第1項について、相手方当事者は、独立して不服することができない。

## 附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1 - 3 特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第410号）

電子官報（2021.2.15）

### 産業通商資源部令第410号

特許料等の徴収規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2021年2月15日

産業通商資源部長官

## 特許料等の徴収規則の一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ目の本文のうち、「第1条の2第2号の規定」を「第1条の2第2号」とし、各目の同但し書のうち、「場合」を「場合（「特許法施行規則」第21条第5項により臨時明細書を提出する場合は除く。）」とし、同項第10号のロ目を次のようにする。

- ロ. 補正書を書面で提出する場合：1件毎に1万4,000ウォン。但し、「特許法施行規則」第21条第6項により臨時明細書を補正する場合には、1件毎に1万4,000ウォンで補正書及び添付書類の合計が20面を超える場合、超える1面毎に1,000ウォンを加算した金額とする。

第3条第1項第1号イ目の但し書のうち、「場合」を「場合（「実用新案法施行規則」第3条第5項により臨時明細書を提出する場合は除く。）」とし、同項第8号ロ目を次のようにする。

- ロ. 補正書を書面で提出する場合：1件毎に1万4,000ウォン。但し、「実用新案法施行規則」第3条第6項により臨時明細書を補正する場合には、1件毎に1万4,000ウォンで補正書及び添付書類の合計が20面を超える場合、超える1面毎に1,000ウォンを加算した金額とする。

第7条第2項第1号のうち、「「中小企業基本法」第2条による小企業（以下「小企業」という。）又は同法第2条による中企業（以下「中企業」という。）との同法第2条による中小企業ではない企業（以下「大企業」という。）が」を「「中小企業基本法」第2条第1項による中小企業（以下「中小企業」という。）が中小企業ではない者と」に、「出願又は審査請求をする場合には、出願料又は審査請求料の」を「出願、審査請求又は設定登録をする場合には、出願料、審査請求料又は最初3年分の特許料・実用新案登録料の」とし、同項第2号の本文のうち、「個人（発明者・考案者又は創作者が出願人・特許権者・実用新案権者又はデザイン権者と同じ場合のみ該当する。以下同じ。）、小企業又は中企業」を「個人（発明者・考案者又は創作者が出願人・特許権者・実用新案権者又はデザイン権者と同じ場合のみ該当する。以下同じ。）又は中小企業」とし、同項第4号のうち、「個人、小企業又は中企業」を「個人又は中小企業」とし、同項第9号の2、第9号の3及び同項第9号の4の各目以外の部分のうち、「小企業、中企業」をそれぞれ「中小企業」とし、同項第10号ロ目のうち、「個人、小企業又は中企業」を「個人又は中小企業」とし、同項第11号の本文のうち、「小企業又は中企業」を「中小企業」とし、同条第3項各号以外の部分のうち、「小企業、中企業」を「中小企業」に、「小企業及び中企業」を「中小企業」とする。

第7条の2第1項第1号各目以外の部分のうち、「小企業、中企業」を「中小企業」とし、同項第2号各目以外の部分のうち、「個人、小企業又は中企業」を「個人又は中小企業」とする。

第 10 条第 1 項第 6 号を次のようにし、同項に第 6 号の 2 及び第 6 号の 3 をそれぞれ次のように新設する。

6. 「特許法施行規則」第 106 条の 14 第 1 項による追加手数料：国語調査の場合は発明毎に 45 万ウォン、英語調査の場合は発明毎に 120 万ウォン
- 6 の 2. 「特許法施行規則」第 106 条の 14 第 5 項による追加料金：国語調査の場合は 1 件毎に 45 万ウォン、英語調査の場合は 1 件毎に 120 万ウォン
- 6 の 3. 「特許法施行規則」第 106 条の 39 第 1 項による追加手数料：発明毎に 45 万ウォン

第 13 条を第 14 条とし、第 13 条を次のように新設し、第 14 条（従前の第 13 条）のうち、「第 12 条」を「第 13 条」とする。

第 13 条（災難等の発生時に手数料等の減免に関する特例）①特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生し、特許料・登録料又は手数料の減免が緊急に必要な場合には、第 7 条第 1 項から第 5 項まで及び第 10 条第 4 項・第 5 項にも関わらず、特許庁長の定めにより、特許料・登録料又は手数料を減免することができる。

1. 「災難及び安全管理基本法」第 36 条による災難事態又は同法第 60 条による特別災難地域の宣言
  2. 「非常対備資源管理法」による非常事態
- ②第 1 項により減免を受けることができる者、減免する特許料・登録料又は手数料の種類、減免の方法・手続き等に関して必要な具体的な事項は、特許庁長が定めて告示する。

別紙第 3 号書式の裏面の記載要領第 7 号ハ目 2) のうち、「以下に明記された」を「下に書いた」とする。

## 附 則

第 1 条（施行日）この規則は、公布日から施行する。但し、第 2 条第 1 項第 10 号ロ目、第 3 条第 1 項第 8 号ロ目及び第 10 条第 1 項第 6 号・第 6 号の 2・第 6 号の 3 の改正規定は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（臨時明細書を添付した出願の出願料に関する適用例）第 2 条第 1 項第 1 号イ目及び第 3 条第 1 項第 1 号イ目の改正規定は、この規則施行後に特許出願又は実用新案登録出願の場合から適用する。

第 3 条（中小企業の共同研究に対する特許出願料減免等に関する適用例）第 7 条第 2 項第 1 号の改正規定は、この規則施行後に特許・実用新案登録出願、審査請求又は設定登録の場合から適用する。

第 4 条（国際出願に対する追加手数料に関する適用例）第 10 条第 1 項第 6 号、第 6 号の 2 及び第 6 号の 3 の改正規定は、附則第 1 条の但し書による施行日以後の「特許協力条約」により、出願した国際出願から適用する。

第 5 条（臨時明細書の補正料に関する経過措置）附則第 1 条の但し書による施行日前に行った特許出願又は実用新案登録出願に添付した臨時明細書の補正料については、第 2 条第 1 項第 10 号ロ目及び第 3 条第 1 項第 8 号ロ目の改正規定に関わらず従前の規定に従う。

### 改正理由

迅速な特許・実用新案登録出願及び審査を支援するために、臨時明細書の提出・補正に関連する手数料を調整し、電子文書の活用を促進する。また、発明の単一性の要件を満たさない国際出願に対して国際調査・国際予備審査を進行する場合、実質的には発明毎に調査を行わなければならないため、それを反映して追加手数料を上向調整する一方、国際調査報告書の作成が始まった以降、明細書等の欠落・訂正部分が提出された場合に追加手数料の納付を命ずることができるようにする内容に、「特許法施行規則」が改正されたことを反映して、それに対する追加手数料の金額を具体的に定めるなど、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完しようとするものである。

### 主要内容

イ. 臨時明細書の提出・補正に関連する手数料の調整（案第 2 条第 1 項第 1 号イ目、第 10 号ロ目及び第 3 条第 1 項第 1 号イ目、第 8 号ロ目）

臨時明細書は、今後補正が必須的であることを考慮し、特許出願の臨時明細書を特許庁が提供しないソフトウェアで作成して提出する場合の出願料を、特許庁が提供するソフトウェアで作成した場合と合わせるために、5 万 6,000 ウォンから 4 万 6,000 ウォンに下向き調節し、今後臨時明細書を書面で補正する場合には、補正のために提出する書類が 20 面を超えると、超える面毎に 1,000 ウォンを加算した補正料を納付するようにするなど、特許と実用新案に関連する手数料を合理的に調整する。

ロ. 中小企業との共同研究結果に関連する手数料減免の拡大（案第 7 条第 2 項第 1 号）

中小企業と共同研究を行い、その研究結果に対する特許・実用新案登録の出願等を行う際に、手数料の減免を受けることができる者に公共研究機関等も含まれるように共同研究を行う主体を大企業から中小企業ではない者に拡大し、減免を受けることができる手数料に最初の 3 年分の特許・実用新案登録料を追加する。

ハ. 国際出願に関連する手数料の合理化（案第 10 条第 1 項第 6 号、案第 10 条第 1 項第 6 号の 2 及び第 6 号の 3 新設）

1) 発明の単一性の要件を満たす場合と満たさない場合の間における最終手数料の負担の公平性を高めるために、国際調査又は国際予備審査の過程において発明の単一性の要件を満たさない国際出願に課する追加手数料の金額を発明毎に 22 万 5,000 ウォン

から、国語調査や予備審査の場合は 45 万ウォン、英語調査の場合は 120 万ウォンに引き上げる。

2) 国際調査報告書の作成が開始された後、明細書、図面等の欠落・訂正部分が提出された場合に納付すべき追加手数料を国語調査の場合は 1 件毎に 45 万ウォン、英語調査の場合は 1 件毎に 120 万ウォンに定める。

## 二. 災難・非常事態等の発生時に手数料を減免できる根拠を確立（案第 13 条新設）

特許庁長は、災難及び非常事態等により特許料・登録料又は手数料の減免が緊急に必要な場合には、特許料等を減免することができるようにし、その減免対象及び手続き等に関する具体的な事項は特許庁長が定めて告示するようにする。

＜産業通商資源部提供＞

### 1-4 特許庁、2月15日から「特許料等の徴収規則」の一部改正令を施行

韓国特許庁（2021.2.15.）

PDF ファイルなどを用いて特許出願を簡単かつ迅速に

PDF などで作成した「臨時明細書」を添付する電子出願の出願料を引き下げ

韓国特許庁は、速やかな特許出願を促すために、臨時明細書（※）を商用ソフトウェアで作成して電子出願する際に納付する出願料を引き下げると発表した。

※PDF、HWP などの商用ソフトウェアで作成した論文、研究ノートなどを明細書の記載形式を問わず、そのまま添付して特許出願することができる制度（2020 年 3 月）

従来は商用ソフトウェアで作成した論文は、研究ノートなどを臨時明細書として添付して電子出願すると、5 万 6,000 ウォンの出願料を納付したが、今後は 1 万ウォンを引き下げた 4 万 6,000 ウォンを納付するようになった。

ただし、特許庁は、臨時明細書で特許出願をし、その後正式明細書を書面で提出する場合には、書類の電子化費用の一部を負担（※）するようにした。

※正式明細書を書面で提出する場合、補正料 1 万 4,000 ウォンに 20 面を超えると 1 面当たり 1,000 ウォンを納付（ただし、電子文書で提出すると既存の 4,000 ウォンの補正料のみ納付）

また、中小企業との共同研究を促すために、誰でも中小企業との共同研究をした後、その研究結果をもって共同で特許を出願すると、その出願の出願料、審査請求料だけでなく、登録決定されてから特許権を設定するために納付する設定登録料を 50%減免する。

一方、海外企業などが国際調査料の負担を低くする目的で、複数の発明を一つの国際特許出願書に記載し、特許協力条約 (PCT) に基づく国際調査を申請する事例が発生したため、複数の発明を一つの国際特許出願書に記載した際に納付する追加手数料を調整 (※) して、通常の国際調査の申請件と同じく国際調査料を納付するようになった。

※ (既存) 発明ごとに 22 万 5,000 ウォン → (改正) 発明ごとに 120 万ウォン (国語の場合、45 万ウォン)

特許庁の情報顧客政策課長は、「今回、特許手数料を調整することで、臨時明細書制度を利用した特許出願と、中小企業との共同研究がより活性化することを期待している」とし、「今後も特許を出願する顧客がより簡単に特許を創出できるように、特許手数料の制度を合理的に運営していく予定である」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 BIG3 産業の競争力を高めるために、特許戦略を集中支援する

韓国特許庁 (2021. 2. 1.)

BIG3 分野など、約 100 社に IP-R&D の支援

BIG3 技術の優先審査支援および特許審査ガイドラインの制定

韓国政府は 2 月 1 日、政府ソウル庁舎で開催された「第四次革新成長 BIG3 推進会議」(主宰：経済副総理) で、関係部処が共同で推進する「BIG3 産業の特許集中支援策」を発表した。

※BIG3 産業：未来自動車、バイオ、システム半導体

同方策は、米国、中国のような海外主要国が BIG3 産業においてグローバル主導権を握ろうと激しい競争を繰り広げている中、韓国の特許競争力は、まだ低レベルであるという分析結果に基づいたものである。また、2019 年日本の素材・部品・設備における輸出規制

により、中核部品の国産化などの技術自立を支援した特許戦略を BIG3 分野に拡大適用し、BIG3 産業の特許競争力を高めるための集中支援策を提示した。

1. R&D イノベーションの支援:特許分析を通じて、BIG3 産業における有望技術を把握し、BIG3 をはじめとする新成長エンジン分野の約 100 社に IP-R&D を支援する。

世界中の特許ビッグデータを分析し、BIG3 などの国家主要産業における R&D の有望技術を洗い出し、その技術が国の R&D 企画の初期段階から反映されるよう、関係部処との有機的な協力体系を強化する。そして、BIG3、デジタル・グリーンニューディールなどに関わる新成長エンジン分野の企業、イノベーション企業 1,000 社など、関係部処が指定した有望企業の中から約 100 社を選定して、IP-R&D を支援する。それに加えて、バイオ（忠北大学）、未来自動車（全南大学）、製造 ICT（慶尚大学）に対する地域別の BIG3 特化大学を IP に重点をおいた大学に指定（※）し、知的財産教育を支援する計画である。

※IP カリキュラムを深化させ、特許に基づいた R&D・資金確保・経営などを専攻した、IP の学・修・博士を養成

2. BIG3 特許の創出:迅速かつ強力な BIG3 分野の権利化に向けた特許審査システムを構築し、中小企業に対する海外特許費用の支援を拡大する。

水素自動車、自律走行車、知能型半導体、画期的医薬品、カスタマイズ型のヘルスケアなど、BIG3 産業分野に対する特許の優先審査を積極的に適用し、専門審査官で構成された BIG3 特許審査の専門部署（※）を運営する。また、自律走行、バイオ、医薬をはじめとする BIG3 産業分野（※）における特許の保護範囲を拡大するために、業界に合わせた特許付与の基準も制定する予定である。

※（2021 年 1 月）AI、IoT サービス、種子、バイオ、医薬→（2021 年下半年）自律走行、知能型ロボットなど

また、BIG3 分野の中小・スタートアップに IP 総合サービスを提供し、海外 IP 出願に投資するファンド組成など、海外の知財権確保にかかる費用の支援を強化し、BIG3 をはじめとする新技術分野の標準特許創出も支援する。

3. 紛争対応:「知財権紛争対応センター」を運営するなど、知財権紛争に対応するシステムを構築し、海外で発生する知財権侵害への対応を支援する。

2020年11月に発足した「知財権紛争対応センター」を通じて、紛争情報を随時にモニタリングする対象国を増やし、素材・部品・設備とBIG3に関連する懸案を中心にワンストップで紛争対応を行う計画である。

### 知財権紛争対応センター（2020年11月発足）の運営案

	発足前	発足後
モニタリングの強化	対象国：米国	日本、欧州、中国追加
	紛争類型：侵害訴訟	無効審判、異議申請追加
支援範囲の拡大	モニタリング、紛争コンサルティングの個別支援	モニタリング後、紛争コンサルティングに連携
	-	紛争諮問団の新設（KAIST技術諮問団150名）
	単年度、最大6,000万ウォン	最大3年、限度額年間1億ウォン

特に、BIG3 産業の輸出企業が紛争状況に合わせて必要な戦略を自ら選択できるように、企業選択型対応戦略の支援を拡大し、技術・紛争の専門家を活用した紛争リスクの事前診断も提供する。

※紛争対応戦略の支援：（2020年）99億5,400万ウォン→（2021年）108億7,800万ウォン

さらに、韓国企業の進出が増えているロシア、メキシコなどの新興市場にIP-DESK（海外知的財産センター）を新規開所し、知財権紛争が発生すると現地で知財権の法律相談および紛争対応も支援する予定である。

特許庁長は、「グローバル企業が独自の技術開発やM&Aなどを通じて、特許・人材の確保に全力を注いでいる状況の中で、韓国のBIG3企業の特許競争力を高めることが何より重要である」とし、「韓国のBIG3企業が強力な特許を創出し、まともに保護されるように特許戦略、審査、紛争などに集中支援していく計画である」と述べた。

「訪問型の電子出願支援教育」、「知的財産権の招請教育」の申込受付を開始

韓国特許庁は、電子出願および知的財産権の教育が必要な個人や中小企業などを支援するために、「訪問型の電子出願支援教育」と「知的財産権の招請教育」を無料で運営している。そして、その教育に対する申し込みの受付を2月2日から開始すると発表した。

※「訪問型の電子出願支援教育」の申込期間：2021年2月2日（火曜）～2月28日（日曜）

※「知的財産権の招請教育（第1四半期）」申込期間：2021年2月2日（火曜）～3月19日（金曜）

「訪問型の電子出願支援教育」は、専門講師が現場に直接訪問し、申請者の状況に合わせて教育を行う実習中心の教育プログラムである。

これまで、訪問教育のみを運営してきたが、新型コロナウイルスの影響により、訪問教育が不可能な状況に備えるため、2021年から申請者が「現場訪問」するか、または「ビデオ会議プラットフォーム基盤のオンライン方式」を選べるように改善した。

教育カリキュラムは、知的財産権入門、情報検索、電子出願などの基礎カリキュラムから特化カリキュラムまで、計9つのカリキュラムがある。そして、韓国国内や海外での出願を準備している方を実質的に支援するために、申請者が必要なコースを選択できるように運営している。

教育回数は、申し込んだ地域、対象、教育カリキュラム、教育方式などを考慮して、年間約100回で運営する予定である。

また、2020年から「知的財産権の招請教育」を新設し、個人と10人未満の小企業には、電子出願および情報検索の基礎教育プログラムも提供する。

教育内容は、特許および実用新案、商標、デザインの順で年間のカリキュラムを策定して、電子出願と情報検索の基礎教育を中心に運営する。教育方式は、ビデオ会議プラットフォームを利用し、四半期に1回ずつ参加できる、リアルタイムのオンライン教育であり、先着順で50人以内の人数を募集する予定である。

特許庁の情報顧客支援局長は、「ポストコロナ時代に備えて、講師とリアルタイムで疎通できるオンライン教育を拡大し、誰でも簡単に電子出願できるよう積極的に支援する」とコメントした。

「訪問型の電子出願支援教育」と「知的財産権の招請教育」への参加を希望する場合、それぞれの受付期限内に電子メール (pygmalio100@kipi.or.kr) またはファックス (+82-2-3453-2999) で教育申込書を提出すればいい。

詳しい内容は、特許庁 (www.kipo.go.kr)、KIPRIS (www.kipris.or.kr) などで確認することができ、その他のお問い合わせについては、韓国特許情報院の出願支援教育室 (+82-2-6915-1551) でお問い合わせすることができる。

### 2-3 特許庁、2021年知的財産基盤の研究開発 (IP-R&D) 戦略支援に404億ウォンを投入 韓国特許庁 (2021.2.8.)

緻密な知的財産戦略、研究開発 (R&D) の成果を高めるナビゲーションになる

韓国特許庁は、研究開発 (R&D) の過程で特許データを戦略的に分析し、収益になる高付加価値の特許を創出して R&D の成果を高める、「2021年知的財産基盤の R&D (IP-R&D) 戦略支援事業」を本格的に施行すると発表した。

IP-R&D 戦略支援事業は、特許戦略の専門家と特許分析機関で構成された支援専担チームが、中小・中堅企業、大学・公共研究機関の開発技術に係る特許情報を深層分析し、特許障壁への対応、空白技術に関する最適な R&D 方向の提示、優秀な特許の確保など、総合的な R&D 戦略を提供する事業である。

R&D の初期段階から先行特許の情報を深層分析して技術変化の方向、特許の空白地帯のような有用な情報を洗い出し、外国企業が先取りした特許障壁を迂回・回避できる方向に研究を行うと、特許紛争のリスクを事前に予防し、イノベーション技術の開発に速やかに到達することができる。

ここ5年間 (2015~2019年)、IP-R&D 戦略支援を受けた中小企業の R&D 課題は、支援を受けていない中小企業の政府 R&D 課題に比べて、優秀な特許の割合が2.0倍、米国・欧州・日本の特許庁に同時に出願された特許の割合が3.1倍に至るなど、創出された特許の質的水準が高かった。

また、同期間に IP-R&D 戦略支援を受けた大学・公共研究機関の R&D 課題も、支援を受けていない機関に比べると、特許移転率 1.4 倍、技術移転契約当たりの技術料 4.1 倍で、産業界で活用価値が高い特許を創出したことが分かった。

2020 年は、素材・部品・設備分野の R&D 課題を集中支援することで、競争国の先導企業が上位を占めている特許障壁による紛争リスクを解消する一方、中核技術に対する特許出願 389 件（2021 年 1 月時点、累積件数）という成果も得られた。

2021 年は 2020 年（361 億ウォン）より約 12%増加した 404 億ウォンの予算を投入し、合計 526 の R&D 課題を支援する。拡大した予算で 2020 年から集中的に支援してきた素材・部品・設備分野を支援し続けるとともに、BIG3（システム半導体・未来自動車・バイオヘルス）、DNA（ビッグデータ・通信・AI）、韓国型ニューディールなどの未来の成長潜在力を向上させるため、産業分野にも重点的に支援する計画である。

さまざまな形態の企業ニーズに応えるため、製品・サービスを融合した技術のようなサービス R&D に必要である総合的な知的財産権戦略(※)を包括的に提供することができる、「技術イノベーションにおける IP 融合戦略支援」、技術価値の評価機関と連携して、金融投資への可能性も高める、「バリューアップ IP-R&D 戦略支援」、相互協力の関係である複数の企業が共通で必要とする中核技術の特許戦略を立てる、「企業群における IP-R&D 戦略支援」など、カスタマイズ型の課題を運営する。

※ビジネスモデル特許、サービスを利用する際のユーザーエクスペリエンス（UX・UI）に関する特許・デザインなど

具体的な支援戦略をみると、特許障壁を回避する設計、優秀な特許創出のように開発に直接適用される戦略だけでなく、企業などが共通で必要とする場合には、多出願発明者の情報、代替技術特許を保有している企業の情報のような共同 R&D、A&D (※) などの開発的な R&D に活用する戦略まで拡大して提供する。

※Acquisition&Development：海外の先進技術を買収・導入して技術を開発する方式

特に 2021 年は、中小企業が特許調査・分析（IP-R&D 戦略の確立）のために、産業財産権の診断機関に支払った費用について、25%の税額控除を適用する制度を施行（2 月予定）するため、産業財産権の診断機関を追加指定することで、IP-R&D 戦略支援事業に参加できなかった中小企業も、自ら IP-R&D 戦略を活用できる基盤を強化する計画である。

特許庁の産業財産政策局長は、「特許データは、世界中の全ての企業や研究所における R&D トレンドが集約されている最新の技術情報の宝庫であり、これまで、それを活用した IP-R&D 戦略支援を通じて専門人材と資金が不足している中小企業も中核・基盤技術の特許を確保し、世界市場に進出する成果を上げることができた」とし、「このような成果を国家 R&D の全般に拡大させるために、多方面からの努力を続けていきたい」と述べた。

#### 2-4 特許庁・カカオエンタープライズ、特許検索分野のデジタルイノベーションに向けて連携する

韓国特許庁 (2021. 2. 8.)

韓国特許庁はカカオエンタープライズと 2 月 8 日 (月曜) に、類似特許検索 (※) 分野に人工知能 (AI) 技術を適用するための業務協約 (MOU) を締結すると発表した。

※審査対象である新規の特許出願について、過去の類似特許を検索して類似度が高い順で審査官に提供するサービス

今回の業務協約は、人工知能技術の協力に向けて両機関が 2020 年 1 月に締結した基本条約に対する後続の協約である。両機関は 2020 年に人工知能を用いた英・韓の機械翻訳分野で緊密に協力した経験と信頼に基づいて、今回は特許検索分野に協力の範囲を拡大することにした。

特許庁は今回の協約をきっかけに、世界最高レベルの人工知能を用いた特許自動検索システムを開発し、特許審査におけるイノベーションへの第一歩を踏み出す計画である。

また、検索の精度が大幅に改善された、「人工知能の自動検索システム」が開発されれば、審査官が「先行特許の検索」に注ぐ時間を減らせるとともに、「特許可否の判断」に集中できるようになり、特許審査の品質を大幅に改善できると期待される。

一方、カカオエンタープライズは、特許庁から品質の高い全世界の特許データと特許検索のノウハウおよびテストベッド (TestBed) の提供を受け、知的財産権分野における新事業モデルを発掘する計画である。

両機関は今後も、特許庁の膨大な特許データとカカオエンタープライズの先端技術力を連携し、シナジー効果をもたらせる分野を持続的に発掘していくことにした。

特許庁次長は、「最近、米国や日本をはじめとする知財権先進 5 カ国（IP5）を中心に、特許分野に人工知能技術を適用するための動きがますます活発になっている」とし、「今回、カカオエンタープライズとの拡大された業務協約を契機に官民協力の成功事例を作り、特許のデジタルイノベーションで世界をリードしていきたい」と述べた。

また、カカオエンタープライズの CTO 首席副社長は、「韓国の特許分野に人工知能技術を適用して、公共サービスのイノベーションに貢献することに大きな意義があり、特許庁と継続的に協力して模範になる成功事例を作っていくたい」と述べた。

## 2-5 2021 年知的財産における教育訓練計画を確立、デジタル基盤の教育を強化

韓国特許庁（2021. 2. 9.）

### 未来技術の審査に備える新技術教育と知的財産実務能力の教育に集中

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、デジタル知的財産の時代に求められる人材を育成するために、2021 年から未来の有望技術における審査・審判能力の強化に向けた新技術教育と公共・民間の知的財産実務能力の開発に向けた教育を集中的に運営すると発表した。

研修院は 2020 年に新型コロナウイルスで集合教育が厳しい状況の中でも、審査官・審判官の業務能力の向上と公共・民間の知的財産に対する意識・活用能力の向上に重点を置いて教育を行ってきた。

また、eラーニングの需要が急増したため、企業、大学、小・中・高校など、需要者別の教育を拡大し、2019 年の 40 万人に比べて約 12%増の 45 万人に知的財産 eラーニングコンテンツの教育を提供した。

研修院は、2021 年に 345 回の集合教育と 335 の eラーニングカリキュラムを運営することで、特許庁職員を対象に未来に備えた先行教育、公共・民間の知的財産現場における総合専門家の育成、社会全般における知的財産意識の向上、デジタル基盤の非対面教育インフラ作りの拡大、グローバルをリードする教育機関として国際協力を強化するなどの課題を推進する方針である。

まず、特許庁の職員を対象に、デジタル基盤の中核技術である D.N.A.（Data、Network、AI）など、未来の有望技術を審査するために、特許ビッグデータ分析で選ばれた 10 分野の新技术（※）における教育を先行的に実施する。

※ヘルスケア、システム半導体、3Dプリンティング、人工知能、拡張現実・仮想現実、モノのインターネット、ドローン、ビッグデータ・クラウド、自律走行車、知能型ロボット

政府部処、出捐研究機関、公共機関、企業などを対象に、知的財産の創出・活用・保護の好循環的な専門実務能力を備えることができるよう、特許の事業化、知的財産金融、海外出願戦略などの分野別に細分化・専門化された教育を提供する。また、知的財産紛争に対応する能力を高めるために、「知的財産保護教育のカリキュラム」を新設する。

特に、中小企業およびスタートアップに関わる団体との協力による知的財産実務教育を強化する。このため、中小企業付設研究所の R&D 担当者を対象に、知的財産の理解・創出・活用・保護の総合教育を四半期ごとに実施する。また、国家知識財産委員会・韓国バイオ協会と協業し、製薬・バイオ業界の IP-R&D 能力を向上するための実務教育カリキュラムも新設・運営する計画である。

公共・民間の知的財産に対する理解度を高めるために、公務員の教育機関、公共機関、各種団体などを中心にした知的財産素養教育を拡大する。知的財産教育の社会的格差を解消するために保育園の児童・学生、障害学生、職歴に空白のある女性などをために、知的財産・発明教育も拡大する方針である。

デジタルトランスフォーメーションが加速しており、非対面の遠隔教育の役割が大きくなると予想されることで、研修院が保有している知的財産 e ラーニングコンテンツの活用を拡大する。特に、知的財産学の単位銀行制の科目と定員を増やして、知的財産学士の学位取得を支援する計画である。

さらに、国民が知的財産に親しみを感じて日常生活や業務に活用できるように、分野別・水準別に多様なテーマの新規コンテンツも拡充する。特に、研修院の公式 YouTube チャンネル（IP ストーリーセンター）で、面白いストーリーテリングのコンテンツも持続的に掲載する予定である。

その他にも、世界知的所有権機関（WIPO）の公式教育機関として国際協力を強化し、海外の女性科学者・企業人・学生など、対象を多様化した知的財産法・制度に関する教育カリキュラムを運営し、既存の発展途上国の審査官を対象にしていた知的財産・審査実務教育の対象を新南方・新北方国家の審査官まで拡大する。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「科学技術と産業が全般的に急変している中、それに先行して備えるよう、現場からのさまざまな声を今回の教育訓練計画に反映した」とし、「研修院の教育を通じて知的財産教育のデジタルトランスフォーメーションを推進し、創造的で実用的な人材を育成するために最善を尽くしていきたい」と述べた。

2021 年知的財産教育訓練計画の詳細については、国際知識財産研修院のウェブサイト (iipti.kipo.go.kr) (※) で確認することができる。

※国際知識財産研修 > 情報広場 > 資料室 > 年間教育訓練計画

## 2-6 特許庁、「公共機関の保有特許診断支援事業」の参加機関を2月23日まで受付 韓国特許庁 (2021.2.9.)

大学・公共研究機関の未活用特許、効率的に管理します

韓国特許庁は、大学・公共研究機関が保有する特許を分析・診断し、各機関に合わせた特許管理戦略を提示する「2021 年度公共機関の保有特許診断支援事業」を推進すると発表した。

大学・公共研究機関は、研究実績および成果評価のために登録特許を長期間保有する傾向があり、特許活用率が 25.8% で高くなく (※)、特許維持の負担が加重されている。

※特許活用率 (2019 年知的財産活動実態調査) : 大学・公共研究機関 25.8%、企業 90.1%

そのため、特許庁は韓国特許戦略開発院の特許専門家と特許分析機関を専門担当チームに構成し、大学・公共研究機関の戦略的な特許管理を支援する「公共機関の保有特許診断支援事業」を運営している。

特に、2016～2019 年の間、計 55 機関に提供した有望特許の活用戦略で 1,284 件の特許が技術移転され、約 213 億ウォンの技術料収入を創出し、特許処分戦略により 2,844 件の特許に対する権利維持を放棄することで、約 119 億ウォンの特許コストを削減する効果を上げた。

### 「事例：〇〇研究院 (2019 年に支援)」

機関における保有特許の技術分類体系を構築し、特許の現況調査および原因を分析することで、特許管理方策を確立した。有望特許の 16 件は、技術移転により 2 億 1,000 万ウ

オンの収益を創出し、未活用特許の 109 件を処分して維持料約 1 億 6,000 万ウォンを削減し、新規特許創出の財源を確保する成果を出した。

2021 年は 15 の大学・公共研究機関を対象にカスタマイズ型の特許管理戦略を支援し、オンライン上で保有特許を自ら診断できる保有特許の自己診断システムも上半期のテスト運営を経て、下半期から無償サービスで提供する予定である。

特許庁の産業財産政策局長は、「大学・公共研究機関は優秀な発明を強力な特許につなげて、海外特許も確保できるように取り組んでいかなければならない」とし、「今回の事業は、大学・公共研究機関の無駄な特許コストを削減し、高品質の特許と海外の特許に向けた財源を確保することに貢献することを期待している」と述べた。

特許庁の「公共機関の保有特許診断支援事業」への参加を希望する機関は、2 月 23 日までに韓国特許戦略開発院に申請すればいい。

詳細については、特許庁のウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) および韓国特許戦略開発院のウェブサイト ([www.kista.re.kr](http://www.kista.re.kr)) で確認することができる。

## 2-7 特許庁、2021 年 1 学期「知的財産学」単位銀行制の受講生を募集

韓国特許庁 (2021.2.10.)

2021 年の知的財産学単位銀行制が変わります

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、2 月 15 日 (月曜) から 26 日 (金曜) までの 2 週間、2021 年 1 学期「知的財産学」単位銀行制におけるオンライン授業の受講生を募集する。

単位銀行制の「知的財産学」専攻課程は無料で運営されており、高校卒業やそれに準する学歴を持っていれば、誰でも受講することができるため、知的財産教育の大衆化および底辺拡大をけん引している。

この課程は、学歴や資格の単位認定基準に基づいて、一定の単位を修了すると教育部長官名義の「知的財産学」学士学位を取得できるというメリットがある。

その結果、2019 年に 85 人、2020 年に 74 人の知的財産学士が輩出され、知的財産実務人材を育成する揺籃として位置づけられている。

「知的財産学」単位銀行は、2021年から国家公認資格試験である知的財産能力試験（IPAT）と連携し、受講定員と科目を拡大する方針である。

まず、2021年から国家公認資格試験（IPAT）の単位認定基準が新設（2020年12月）され、知的財産能力試験の等級（1～4等級）により最大25単位が認められるため、知的財産学士の学位が取得しやすくなる。

また、知的財産学士課程に対する関心が高まり、それを反映して受講定員を2020年より1,000人増員し（※）、学位取得の機会を拡大する予定である。

※2020年9,000人から2021年は1万人に増員

それとともに、「民法総則」と「知的財産と競争法」の2科目を新設することで、受講生の選択の幅が広がると予想している。

※1学期運営科目（10）：民法総則、知的財産と競争法、特許法、デザイン保護法、法学概論、自然科学概論、技術経営論、デザインとブランド戦略、特許明細書の作成実務、知的財産の審判訴訟実務

受講申請および教育課程に関する詳しい内容は、知的財産学単位銀行制のウェブサイト（<http://cb.ipacademy.net>）で確認することができ、1学期の授業は3月4日から6月16日まで15週間行われる予定である。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「デジタル教育環境に合わせて遠隔授業に基づいた知的財産学単位銀行制を充実に運営するよう、政策的な面に焦点を置いて取り組んでいきたい」と述べた。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 立体商標の見本における図面数の制限が緩和される

韓国特許庁（2021.2.1.）

商標法施行規則の改正により、商標登録出願人の利便性向上を期待

韓国特許庁は、商標登録を出願する人の便宜性を向上し、変化する取引形態を反映するために、立体商標の見本における図面数の制限を緩和するなど、商標法施行規則を改正・施行（2021年2月1日）すると発表した。

商標法施行規則の改正の主要内容は次のとおりである。

出願人が立体商標および位置商標を出願する際、見本の特徴を明確に表現できる1枚の図面のみでも提出できるように簡素化された。

従来は出願人が立体商標および位置商標を出願する際に、見本として2以上、5枚以下の図面を提出するように規定されており、多数の図面を提出しなければならないため、不便であった。

※立体商標・位置商標の全体的な形状的特徴を把握できるように、多数の図面を見本として提出するように規定されている

米国・EU・日本など主要国も立体商標および位置商標を出願する際、1枚の図面を見本で提出しても、それを認めている。今後は、その国の国民が韓国に立体商標および位置商標を出願する際に、自国に提出した見本をそのまま活用することができるため、利便性が向上すると期待される。

#### 国別における立体・位置商標見本の提出枚数

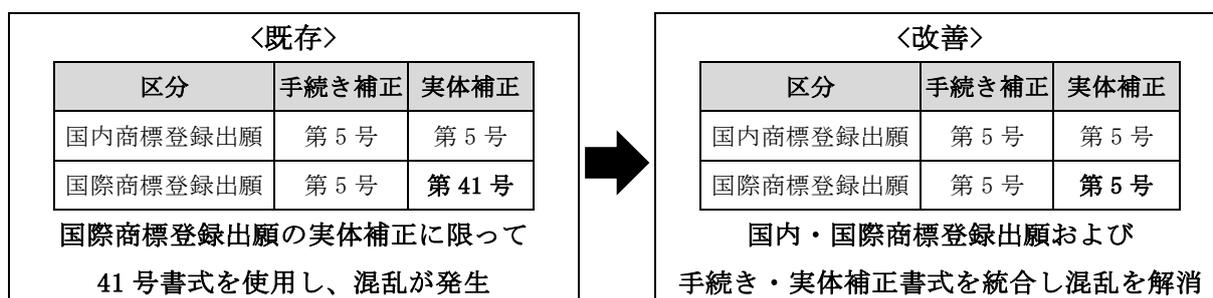
国	韓国	米国	EU	日本	中国
提出枚数	2～5枚	1枚	6枚以下	制限なし	3枚以上

国際商標登録出願における補正事項の全部について、国内出願補正書を使って補正できるようにした。

従来は、国際商標登録出願（※）の一部補正（※※）のみ、別途の補正書を使ったため、海外出願人（代理人）が補正の時に使用すべき補正書の様式を間違えるなどの混乱が発生していた。

※マドリッド制度（マドリッド議定書により 1 つの商標出願で出願日が認められるとともに、多国（2021 年 1 月、123 ヶ国）にも出願できる制度）で外国人が韓国国内に提出した出願

※※国際商標登録出願の商品補正、団体標章などの定款・修正定款の提出



国際商標登録出願における音・匂い商標（郵便で提出）の見本提出期限は、既存の 1 ヶ月から 3 ヶ月に伸ばし、出願人が郵便で見本を提出する場合、時間の余裕を持てるように改正した。

商標に関する手続きで本人の確認が必要な場合は、別途の印鑑証明書を提出する必要はなく、特許顧客番号を発行する時に登録した印鑑または署名を活用できるようにした。

登録商標を表示する方法も技術発展に伴って登録商標の表示方法（※）が多様化されることを予測し、弾力的に規定することができるように改正した。

※バーコード、QR コードなどの電子的表示

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今回の施行規則改正により、商標登録出願人などに対する利便性が向上する効果を期待でき、これからも出願人の不便を積極的に発掘して改善していきたい」とコメントした。

## 4-2 特許庁、商標・デザイン審査業務に人工知能（AI）を導入

韓国特許庁（2021.2.15.）

AI 基盤の商標・デザイン検索システムを開通し、  
デジタルトランスフォーメーションを加速化する

韓国特許庁は、AI 技術が適用された商標・デザインの画像検索システムを開発完了し、審査・審判業務に活用するよう、2月15日からサービスを開始すると発表した。

システムの開通により、商標・デザイン審査官は、1件当たりの審査に数千件の画像を検索して目で確認していた既存の方式を改善することで、検索にかかる時間を大幅に短縮し、審査の精度も向上させることができるようになった。

AI を基盤にする画像検索システムを構築するため、特許庁が独自で保有している約 200 万件以上の商標・デザイン画像を AI 学習データで活用し、約 2 年間、研究実証・実現およびテスト運営を行った。

画像検索システムの主な機能は、出願された画像と先行登録された画像を比較した検索結果を類似度順に並べ替えて表示する機能である。

特に、複数の形状が重なっている画像の中から部分画像を認識して検索することができるという点は注目できる。例えば、バッグの画像を検索したときに、バッグ外形やバッグに印刷されたロゴ・キャラクターの類似画像を一度に検索することができる。

また、商標・デザインに対する分類も AI が自動的に推奨して分類コードを指定するよう  
に支援する。

一方、特許庁は 2020 年に書面の電子化、海外特許文献の翻訳、特許図面符号の認識に AI 技術を適用し、2021 年には顧客相談チャットボット（chatbot）（※）、知能型の特許検索および自動分類などを研究開発している。

※チャットボット:文字または音声でチャットする機能を有するコンピュータプログラムまたは人工知能

特許行政サービスの全般にわたって人工知能（AI）技術を導入することで、審査・審判業務の効率を向上させるためのロードマップが順調に履行され、デジタル政府としての転換が早まっている。

特許庁の情報顧客支援局長は、「商標・デザインの画像検索において、AI 技術を適用することで、より迅速かつ正確な審査を支援することができるようになった」とし、「今後も AI、ビッグデータなどの知能情報技術を活用した知的財産行政分野のデジタルトランスフォーメーションをいち早く推進したい」と述べた。

## その他一般

### 5-1 韓国の知的財産（IP）金融、2兆ウォンを突破

韓国特許庁（2021.2.4.）

#### イノベーションを推進する中小・ベンチャー企業における 資金調達の通路に位置付けられ

韓国における知的財産（IP）金融の全体規模が 2020 年に史上初めて 2 兆ウォン台を突破したことが分かった。

※IP 金融：知的財産権を用いて資金を調達する活動であり、IP の価値評価を経て金融機関が IP 担保融資・IP 保証融資・IP 投資の形で企業に資金を提供すること。

韓国特許庁によると、知的財産金融の規模は 2019 年に 1 兆ウォンを達成し、2020 年にも前年に比べて 52.8%急増して 2 兆 640 億ウォンを達成した。

※IP 金融規模：（2019 年）1 兆 3,504 億ウォン→（2020 年）2 兆 640 億ウォン（前年比 52.8%増）

金融の種類別で企業に供給された金額を見ると、知的財産権を担保にして実行する IP 担保融資額が 1 兆 930 億ウォン、知的財産権に基づいて保証書を発行する IP 保証額が 7,089 億ウォン、優秀な知識財産権を保有している企業または知的財産権の直接投資する IP 投資額が 2,621 億ウォンであった。

知的財産の金融を拡大することで、物的担保が不足して信用格付けが低い特許基盤のイノベーション企業に資金を集中支援し、新型コロナウイルスで苦労している韓国の中小・ベンチャー企業が経営難を克服できるように貢献したことも明らかになった。

2020年にIP担保融資を受けた企業1,608社を調査した結果、信用格付けが高くない企業（BB等級以下）の融資が74.4%（1,197社）を占めており、貸出金利も2%前後（※）で平均3~4%台の中小企業信用融資の貸出金利より低いため、企業の負担を軽減した。

※2020年IP担保融資の金利優遇効果に対するアンケート調査の結果（626社回答、2020年12月）

IP担保融資額は、前年に比べて2.5倍増加し、1兆ウォンを突破した。これは民間銀行が積極的に参加した結果であり、民間銀行の融資が全体融資額の68.5%（7,483億ウォン）を占めている。

2020年には、IBK企業銀行、ウリィ銀行、新韓銀行が優秀な特許を保有している企業を対象にIP担保融資の新規供給を大幅に拡大した。それにより、資金不足で特許技術の商用化を諦めようとしていた中小・ベンチャー企業が、IP担保融資を活用して危機を乗り越える事例もあった。

中小企業のG社は、新型コロナウイルスのワクチンを開発するために臨床試験の資金が必要だったが、融資限度額を超えていて苦労していた状況の中で、ゲノム編集技術の特許7件を担保にし、運営資金20億ウォンの融資を受けてワクチンの開発を進めている。

IP保証書発行額は、前年に比べて小幅に減少したが、今後保証機関の政策資金によりIP保証書の発行が続く予定であり、2021年には例年水準に回復すると予想される。

※IP保証書発行額：（2019年）7,240億ウォン→（2020年）7,089億ウォン（前年比2.1%減）

一方、オンライン評価システムを活用した保証（※）は、2,500億ウォンを達成し、前年（1,730億ウォン）に比べて44.5%増加したが、これは速やかな評価で資金を適時に確保しようとする需要が増えたためであると解釈される。

※信用保証基金・ソウル信用保証財団：SMART3 評価システム（信用格付け評価）を活用した IP スマート保証を拡大しており、SMART3 評価はリアルタイムで信用格付けが算出できる。

※技術保証基金：KPAS II 評価システム（価額評価、50～100 万ウォン）を活用した IP ファースト保証を運営しており、KPAS II の評価には 1 週間前後の時間がかかる。

オンライン広告プラットフォームを開発するスタートアップの G 社は、最近、売り上げがなく金融機関から運営資金を確保するのが困難であったが、技術保証基金のオンライン評価により発行された IP 保証書で銀行融資を受け、円滑に会社を運営することができるようになった。

IP 投資額は 2,621 億ウォンで、知的財産金融投資の活性化政策（2020 年 7 月に発表）を推進、民間投資機関の IP 投資に対する意識向上などにより、前年比 35.6%（688 億ウォン）増を記録した。

また、有望な特許技術に投資する、IP 直接投資額も前年実績（113 億ウォン）に比べて 4 倍増加した 462 億ウォンと集計された。

中小企業が IP 投資を誘致して素材・製品の国産化に成功し、グローバル企業に成長した事例もある。

LED・半導体の材料を生産する中小企業の L 社は、素材に関する特許の価値に基づいて、特許アカウントの子ファンドから、2013 年 16 億ウォンの投資を受け、素材の国産化に成功し、2020 年の時点で太陽電池用の素材（TMA）で世界 1 位の企業に成長した。

特許庁の産業財産政策局長は、「IP 金融が成長期に入っているため、金融市場内で自生的に成長していくことが重要である」と述べ、「特許庁は、金融市場に高品質の IP 価値評価サービスを提供するなど、イノベーション技術を持つ企業に対する金融市場の資金支援が活性化するよう、全力を尽くしていきたい」とコメントした。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム